

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3212号から第3217号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の 6 件の答申を行いました。

答申第3212号では、横浜市長が行った不開示決定は妥当ではなく、対象文書の存否を明らかにして、改めて開示、不開示等の決定をすべきと判断しています。

答申第3213号から第3217号まででは、横浜市長が行った一部開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「1. 令和 2 年 3 月 26 日「実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理」令和 2 年 7 月 16 日（第259回第三部会）諮問の報告 令和 2 年 8 月 25 日（第340回第一部会）諮問の報告 令和 2 年 8 月 26 日（第382回第二部会）諮問の報告 令和 2 年 4 月 24 日審査請求人から意見書を受理。令和 2 年 4 月 27 日審査請求人から意見書（追加）を受理 令和 5 年 3 月 2 日付横情審答申第 2979 号（第四部会）委員松村雅生、委員金井恵里可、委員齊藤宙也の各委員による令和 4 年 10 月 6 日（第12回第四部会）審議。同令和 4 年 11 月 7 日（第13回第四部会）審議。同令和 4 年 12 月 1 日（第14回第四部会）審議。同令和 5 年 1 月 12 日（第15回第四部会）審議。と前例答申と相違している相違に対する論拠論証」ほかの不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3212号】

- (2) 「令和 5 年 3 月 29 日付審査請求に係る弁明書等の提出について（特定文書番号）」ほかの一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3213号から第3217号まで】

2 諮問までの経過等

答申 番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3212	令和 5 年 4 月 21 日	令和 5 年 5 月 16 日	令和 5 年 5 月 22 日	令和 5 年 6 月 21 日	個人	市長
3213 ～ 3217	令和 5 年 5 月 22 日	令和 5 年 6 月 6 日	令和 5 年 6 月 13 日	令和 5 年 7 月 13 日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3212	答申別表の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）	不開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当 （当該文書の存否を答えること自体が、横浜市情報公開・個人情報保護審査会において特定の事案の特定の事項についてどのような審議・検討が行われたか否かを明らかにすることになり、条例第7条第2項第5号柱書により不開示とすべき情報を開示することとなるため。）	対象文書の存否を明らかにして、改めて開示、不開示等の決定をすべき
3213 ～ 3217	答申別表に示す「開示請求書記載の行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 条例第7条第2項第1号に該当 ・ 個人の氏名及び住所 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3212	《存否応答拒否について》 存否応答拒否は、開示請求に対して当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、不開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものであるから、これを行うには実施機関が主張する2つの要件を備えていることが必要であると解される。
	《本件処分の妥当性について》 ア 本件処分は、実施機関が、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで不開示決定をしたものなので、本件処分が存否応答拒否の2つの要件を備えているかについて以下検討する。
	イ 存否応答拒否の要件該当性 開示請求書の記載からすれば、審査請求人は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会の答申第2979号と他の答申との相違の論拠となる行政文書の開示を請求しているので、その開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、特定の事案の特定の事項について審議の有無という事実が公になる。
	したがって、存否応答拒否の要件①に該当する。 しかし、本件においては、答申第2979号と別件の答申との内容が異なっていることは公表されている答申からも明らかな事項であり、相違点の審議の有無について公にすることの支障性は認められない。
	したがって、条例第7条第2項第5号柱書に定める不開示事由に該当するとはいえず、存否応答拒否の要件②に該当しないため上記存否応答拒否の要件を備えていない。
別表	
	行政文書
	1. 令和2年3月26日「実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理」令和2年7月16

答申 番号	判断の要旨
3212	日（第 259 回第三部会）諮問の報告 令和 2 年 8 月 25 日（第 340 回第一部会）諮問の報告 令和 2 年 8 月 26 日（第 382 回第二部会）諮問の報告 令和 2 年 4 月 24 日審査請求人から意見書を受理。令和 2 年 4 月 27 日審査請求人から意見書（追加）を受理 令和 5 年 3 月 2 日付横情審答申第 2979 号（第四部会）委員松村雅生、委員金井恵里可、委員齊藤宙也の各委員による令和 4 年 10 月 6 日（第 12 回第四部会）審議。同令和 4 年 11 月 7 日（第 13 回第四部会）審議。同令和 4 年 12 月 1 日（第 14 回第四部会）審議。同令和 5 年 1 月 12 日（第 15 回第四部会）審議。と前例答申と相違している相違に対する論拠論証の開示を求める。 2. 令和 5 年 4 月 11 日に令和 5 年 3 月 2 日付横審情答申第 2979 号（第四部会）委員松村雅生、委員金井恵里可、委員齊藤宙也の各委員による令和 4 年 10 月 6 日（第 12 回第四部会）審議。同令和 4 年 11 月 7 日（第 13 回第四部会）審議。同令和 4 年 12 月 1 日（第 14 回第四部会）審議。同令和 5 年 1 月 12 日（第 15 回第四部会）審議。と実施機関貴所 M 職員から、審査会の判断と同様です。と第二部会の審議と違った審査会答申を手交されたが、違いについて論拠論証の開示を求める。
3213 ～ 3217	《本件審査請求文書について》 本件審査請求文書は、以下の文書と認められる。 ア 別表の請求番号 1 の行政文書は、令和 5 年度旭高第 177 号の「令和 5 年 3 月 29 日付審査請求に係る弁明書等の提出について（旭高 2729 号）」の起案文書であり、起案用紙、弁明書等の案及び審査請求書で構成されている。 イ 別表の請求番号 2 から 5 までの行政文書は、それぞれ令和 5 年度旭高第 288 号の「令和 5 年 5 月 1 日付本人開示請求に係る不開示の決定について（旭高 177 号）」、同年度旭高第 289 号の「令和 5 年 5 月 1 日付本人開示請求に係る不開示の決定について（旭高 178 号）」、同年度旭高第 290 号の「令和 5 年 5 月 1 日付本人開示請求に係る不開示の決定について（旭高 179 号）」及び同年度旭高第 291 号の「令和 5 年 5 月 1 日付本人開示請求に係る不開示の決定について（旭高 181 号）」の起案文書であり、いずれも起案用紙、保有個人情報不開示決定通知書の案及び保有個人情報開示請求書で構成されている。 ウ 実施機関は、本件審査請求文書のうち、その審査請求及び本人開示請求に係る個人の氏名及び住所を第 7 条第 2 項第 1 号に該当するとして不開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。 《条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について》 本件審査請求文書に記載された、審査請求及び本人開示請求に係る氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。 《決定通知書の記載について》 審査請求人は、「開示請求書に添った表題を掲題した上での開示を求める」と主張しているが、実施機関は本件各処分の一部開示決定通知書に対象行政文書の名称を正確に記載しており、決定通知書の記載に不備は認められない。 また、審査請求人は、実施機関は単に根拠規定を示すだけで、各規定が不開示とされた情報のどの部分に適用されているのかと理由付記の不備を主張するものと考えられるが、本件各処分では、各一部開示決定通知書において、不開示部分の概要、不開示規定、不開示規定を適用する理由を「4 不開示とする部分の概要」、「5 不開示とする根拠規定」及び「6 根拠規定を適用する理由」にそれぞれ記載しており、審査請求人は、どのような情報がいかなる理由により条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当するのかわかることができ、理由付記につき不備があるとは認められない。 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

答申 番号	判断の要旨				
3213 ～ 3217	別表				
	請求 番号	答申番号	諮問	開示請求書記載の行政文書	決定通知書記載の行政文書
	1	第 3213 号	令和 5 年 7 月 13 日旭 高第 722 号	令和 5 年 4 月 27 日付旭高第 177 号発出に係る回議文書及 び施行文書一式	令和 5 年 3 月 29 日付審査請求 に係る弁明書等の提出につ いて（旭高 2729 号）
	2	第 3214 号	令和 5 年 7 月 13 日旭 高第 726 号	令和 5 年 5 月 18 日付旭高第 288 号により、不開示とする根 拠規定、根拠規定を適用する 理由と掲げ、不開示決定通知 書の送付があったが、送付に 当たり行った起案文書を裁決 された施行文書一切と開示請 求文書	令和 5 年 5 月 1 日付本人開示 請求に係る不開示の決定につ いて（旭高 177 号）
	3	第 3215 号	令和 5 年 7 月 13 日旭 高第 727 号	令和 5 年 5 月 18 日付旭高第 289 号により、不開示とする根 拠規定、根拠規定を適用する 理由と掲げ、不開示決定通知 書の送付があったが、送付に 当たり行った起案文書を裁決 された施行文書一切と開示請 求文書	令和 5 年 5 月 1 日付本人開示 請求に係る不開示の決定につ いて（旭高 178 号）
	4	第 3216 号	令和 5 年 7 月 13 日旭 高第 728 号	令和 5 年 5 月 18 日付旭高第 290 号により、不開示とする根 拠規定、根拠規定を適用する 理由と掲げ、不開示決定通知 書の送付があったが、送付に 当たり行った起案文書を裁決 された施行文書一切と開示請 求文書	令和 5 年 5 月 1 日付本人開示 請求に係る不開示の決定につ いて（旭高 179 号）
	5	第 3217 号	令和 5 年 7 月 13 日旭 高第 729 号	令和 5 年 5 月 18 日付旭高第 291 号により、不開示とする根 拠規定、根拠規定を適用する 理由と掲げ、不開示決定通知 書の送付があったが、送付に 当たり行った起案文書を裁決 された施行文書一切と開示請 求文書	令和 5 年 5 月 1 日付本人開示 請求に係る不開示の決定につ いて（旭高 181 号）

※ 答申全文については、次の URL をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（行政文書の開示義務）

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号から第4号まで省略）

- (5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Te1 045-671-3881